

震災による影響を受けた派遣元事業主の方々へ

派遣労働者の雇用の維持に 雇用調整助成金を活用してください

経済上の理由(※1)により、事業活動の縮小を余儀なくされた派遣元事業主の方が、派遣労働者の雇用維持のために休業等を実施し、休業手当等を支払った場合、負担相当額の2/3(中小企業の場合は4/5)が助成されます(※2)。

(※1)例えば、震災の影響により操業が縮小した派遣先との契約が打ち切られたことにより、派遣元の事業活動が縮小してしまった場合などに助成対象となります(派遣元事業所が倒壊した場合など地震の直接的な影響によるものなどは助成対象になりません)。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

(※2) 1人1日当たり7,505円が上限です。



【支給要件】

- 1 雇用保険の適用事業主であること
- 2 売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値がその直前又は前年同期に比べ5%以上減少していること(※)

※ 特例措置

- ① 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県の災害救助法適用地域に派遣元の事業所がある場合
- ② ①の災害救助法適用地域にある事業所等と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量の3分の1以上)の経済的関係を有する場合
- ③ 計画停電の実施地域に所在する事業所において、計画停電により事業活動が縮小した場合

は、最近3か月ではなく、1か月の売上高などがその直前の1か月または前年同期と比べ5%以上減少(平成23年6月16日までは震災後1か月の売上高などが減少する見込みでも可)していれば対象となります。

また、①に該当する場合は、事前に届け出る必要のある計画届の事後提出が認められます(平成23年6月16日まで)。



派遣会社が雇用調整助成金制度を利用する際にあたりよくある質問とそれに関する内容をまとめました

派遣会社なので、製造業のように生産量の減少をみることでできません。派遣料金の減少は、売上高の減少ということになるのでしょうか。

雇用調整助成金は、生産量のほか、売上高の減少に伴う休業を行った場合にも利用できます。そのため、震災の影響で操業が縮小した派遣先との契約が打ち切られたことにより、派遣料金による収入が減少した場合などは、経済上の理由による売上高の減少と考えられ、雇用調整助成金の利用が可能です。

震災前に労働者を会社都合で解雇したことがある会社なので、雇用調整助成金は利用できないのではないのでしょうか。

雇用調整助成金の制度を利用できます。
過去に労働者を解雇したことがあっても、現在雇用している労働者の雇用の維持のため、休業についての手当を支払っている等の場合であれば、要件を満たすことで制度を利用できますので、ぜひご活用下さい。（なお、解雇等を行わない場合は、助成率が上がります。）

派遣会社自体に被害はありませんでしたが、派遣先が大きな被害を受けました。今般の特例を用いて雇用調整助成金を利用できるのでしょうか。

今般の特例の対象となるのは、派遣会社が青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県の災害救助法適用地域にある場合です。さらに、これら地域にある派遣先等と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量の3分の1以上）の経済的関係を有する場合や、計画停電の実施地域に派遣会社があり、計画停電により事業活動を縮小した場合も特例の対象となります。（特例の内容については、表面をご参照ください。）

なお、これらの特例の対象とならない場合であっても、通常の要件のもとで、雇用調整助成金制度を利用できます。

申請の添付書類である休業等協定書に、労働者の過半数代表の署名押印が必要ですが、過半数代表の確認書類が整いません。

過半数代表の確認は、労働組合名簿や委任状で行います。なお、津波等の影響で支給関係書類の提出が困難な場合は、申立書などによる代替もできます。また、特例措置の対象となる場合には、休業計画書自体の提出が事後となっても構いません。

詳細は、厚生労働省職業安定局・各都道府県労働局におたずねください。



厚生労働省・都道府県労働局